
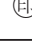
 平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	※ 青色申告 一連番号
納税地	電話() -	事業種目	整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 年 月 日	通信日付印 確認印 省略 年 月 日	申告書 適用額明細書提出の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有 <input type="radio"/>
(フリガナ)						
法人名		経理責任者 自署押印 	旧納税地及び 旧法人名等	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	省 略 年 月 日	年 月 日
(フリガナ)						
代表者自署押印						
代表者住所		添付書類				

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	十億	百万	千	円
1					所得税額等の還付金額(40)	14			
法人税額(32)					中間納付額(12)-(11)	15			
法人税額の特別控除額 <small>(別表六「27」の(2)「24」+別表六「17」の(1)「14」+別表六「18」の(1)「15」+別表六「19」の(1)「16」+別表六「20」の(1)「17」+別表六「21」の(1)「18」+別表六「22」の(1)「19」+別表六「23」の(1)「20」+別表六「24」の(1)「21」+別表六「25」の(1)「22」+別表六「26」の(1)「23」+別表六「27」の(1)「24」+別表六「28」の(1)「25」+別表六「29」の(1)「26」+別表六「30」の(1)「27」+別表六「31」の(1)「28」+別表六「32」の(1)「29」+別表六「33」の(1)「30」+別表六「34」の(1)「31」+別表六「35」の(1)「32」)</small>				欠損金の繰戻しによる還付請求税額	16				
差引法人税額(2)-(3)					計(14)+(15)+(16)	17			
リース特別控除取戻税額(別表六(二十六)「31」)					この申告が修正申告である場合	18			
土利課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(三)「20」)			0	0	所得金額又は欠損金額	18			
同上に対する税額(33)+(34)+(35)					課税土地譲渡利益金額	19			
法人税額計(4)+(5)+(7)			0	0	法人税額	20			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額					還付金額	21			
控除税額((8)-(9)と(38)のうち小さい金額)					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13)-(20)若しくは((13)+(21)又は(21)-(17))	22			0
差引所得に対する法人税額(8)-(9)-(10)					欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「21」又は別表七(三)「19」)	23			
中間申告分の法人税額			0	0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5」の合計)	24			
控引この申告の中間申告の場合はそのまら納付すべき法人税額(11)-(12)			0	0	この申告の修正の正るの申告場申告前がでの	25			
法人税額の計算(1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額			0	0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	26			
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(27)			0	0	(27)の15%相当額	30			
所得金額(1)(27)+(28)			0	0	(28)の19%相当額	31			
土税額の譲内訳(別表三(二)「27」)			0		法人税額(30)+(31)	32			
同上(別表三(二)「28」)			0		土税額の譲内訳	35			0
所得税の額(別表六(一)「6」の③)					決算確定の日	平成 年 月 日			
外国税額(別表六(二)「16」)					中間申告の場合にはその計算期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日			
計(36)+(37)					還付を受けるようとする金額	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・油協 本所・支所			
控除した金額(10)					口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号			
控除しきれなかった金額(38)-(39)					※税務署処理欄				